

# 功利主義から考える

——ベンサム理想と現代日本の政治制度を比較して——

氏名：穂苅智基

名列番号：426 学籍番号：1251020147

指導教員：足立英彦

提出年月日：平成 28 年 1 月 12 日

## 論文要旨

功利主義の始祖であるジェレミー・ベンサムは、道徳を考える際だけでなく、統治を考える際にも功利主義を用いることができると考えていた。さらに功利主義は、民主主義の基礎をなすものであるといわれることがしばしばある。しかしながら、功利主義と民主主義は両立しえないといわれることもある。そこで、統治における功利主義を主張したベンサムと現代日本における民主主義にどのような差異があるのかを検討していくこととし、民主主義と功利主義が本当に対立するものなのかについて筆者の見解を述べることを本論の目的とする。まず、本稿では、ベンサムの思想、特に功利主義が理想とする統治方法を述べ、統治方法や法、少数者保護について、ベンサムの理想とする統治方法と現代日本の統治のあり方を比較し、それらの共通点・相違点を整理する。そこで、本稿の目的の1つである、現代日本の民主主義とベンサムの功利主義は対立するかという点に対し、対立しないという結論を出す。次に、ベンサムの理想とする統治方法と現代日本の統治の相違点として考えられる政党政治について、功利主義の立場から正当化することを試みる。そして、政党の意義、議員の立場という観点から正当化できるという筆者の考えを述べる。

## 目次

### 第1章 初めに

#### 第1節 本稿の意義

#### 第2節 本稿の構成

### 第2章 ベンサムの功利主義

#### 第1節 ベンサムの功利主義の特徴

##### 第1項 ベンサムにおける個人

##### 第2項 功利原理 (the principle of utility)

##### 第3項 快樂計算と快樂と苦痛の種類分け

##### 第4項 快樂と苦痛の4つのサンクションまたは源泉

#### 第2節 ベンサムにおける法

##### 第1項 法の役割

##### 第2項 法とは

#### 第3節 ベンサムの理想とする統治

##### 第1項 代議制民主主義

##### 第2項 悪政に対する安全保障

##### 第3項 ベンサムの少数派保護について

##### 第4項 立法者の役割

### 第3章 現代日本の統治

#### 第1節 現代日本の統治

##### 第1項 現代日本の統治外観

##### 第2項 悪政に対して我々ができること

##### 第3項 少数者保護

#### 第2節 現代日本における法

### 第4章 統治における功利主義と現代日本

#### 第1節 共通点

#### 第2節 相違点

### 第5章 結論

### 第6章 終わりに

### 参考文献

# 第1章 初めに

## 第1節 本稿の意義

現代において功利主義とは道徳を考える際に用いられることが多いが、功利主義の始祖であるジェレミー・ベンサムは、功利主義は道徳を考える際だけでなく、統治を考える際にも用いることができると考えていた。さらに功利主義は、民主主義の基礎をなすものであるといわれることがしばしばある。しかしながら、功利主義と民主主義は両立しえないといわれることもある。そこで、統治における功利主義を主張したベンサムと現代日本における民主主義にどのような差異があるのかを検討していくこととし、民主主義と功利主義が本当に対立しうるものなのかについて筆者の見解を述べることを本論の目的としたい。

## 第2節 本稿の構成

まず、古典的な功利主義者であるベンサムの功利主義について、その特徴及び統治、特に民主主義に関連する部分について述べていく（第2章）。次に、現代日本の統治制度について、特に法や政治制度について述べていく（第3章）。その後、ベンサムの功利主義と日本の統治制度との共通点・相違点を述べていく（第4章）。最後に、功利主義と民主主義は対立するかという問題について検討し、また現代日本の統治において功利主義をどのように適用していくことが可能なのか述べる（第5章）。

# 第2章 ベンサムの功利主義

## 第1節 ベンサムの功利主義の特徴

本節では、本稿で議論をする基礎となる功利主義について、特に功利主義の代表者であるベンサムの主張に基づいて述べていくこととする。そもそもベンサムにとって功利主義とは個人道徳についてだけでなく、統治についても用いることができるものであった。

まず、功利主義とは「行為や政策が人々に影響を与える結果を重視する立場であり、最大多数の最大幸福に役立つ行為が倫理的に正しいとする考え方」<sup>1</sup>である。最大多数の最大幸福とは、できるだけ多くの人に最大の幸福<sup>2</sup>をもたらすことが善であるという考え方であり、功利主義の根幹をなす考え方である。そのことを踏まえ、ベンサムの考えていた功利主義に対して様々な面から分析を加えていくこととする。

---

<sup>1</sup> 児玉聡『功利と直観』31頁。

<sup>2</sup> 幸福に関して詳しくは後述。ここで幸福とは、社会全体の幸福であるとベンサムは考えている。ベンサムによれば社会全体の幸福とは、個人の幸福の総計であり、ある行為に関してその利益が問題になっている人々にとって快樂(=幸福)を感じる人が多いか、苦痛(=不幸)を感じる人が多いかによって判断される。(関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』113-116頁)

## 第1項 ベンサムにおける個人

ベンサムにとっての個人は以下の文章が顕著に表現している。「自然は人類を苦痛と快楽という二つの主権者の統治のもとに置いてきた。われわれが何をしなければならないかということを示し、またわれわれが何をやるであろうかということを決断するのは、ただ苦痛と快楽だけである。一方においては善悪の基準が、他方においては原因と結果の連鎖が、この二つの玉座につながれている。苦痛と快楽とは、…すべてのことについて、われわれを支配しているのであって、このような従属をはらいのけようとどんなに努力しても、その努力はこのような従属を証明し、確認するのに役立つだけだろう。」<sup>3</sup>と述べている。すなわち、ベンサムにとっての個人とは「環境によって行為や計画を調整する、常に自身のために判断し、考える個人」<sup>4</sup>であった。

また、ベンサムにとって社会とは「その成員を構成すると考えられる個々の人々から形成される、擬制的な団体」<sup>5</sup>である。ベンサムは、社会とは個人の集合体であり、個人について考慮していくことで、社会も考慮していることになると考えていたのである。

## 第2項 功利原理 (the principle of utility) <sup>6</sup>

ベンサムによれば功利原理とは「その利益が問題になっている人々の幸福を、増大させるように見えるか、それとも減少させるように見えるかの傾向によって、…ありとあらゆる行動を是認又は否認する原理」<sup>7</sup>、すなわち我々は幸福を引き起こすことを行い、不幸を引き起こすことは行わないようにすべきと考える原理である。ベンサムは、「この原理は一個人のすべての行為だけではなく、政府のすべての政策を含む」<sup>8</sup>と述べ、行為や政策の道徳的な正しさは、その行為や政策が人々の幸福に対して持つ影響によって判断されるとした。またベンサムは、ここで幸福とは、その利益が考慮されている「当事者が社会全体である場合には、社会の幸福のことであり、特定の個人である場合には、その個人の幸福のことであり」<sup>9</sup>と主張した。

ここで問題となるのは社会の幸福とはなんであるのかということである。社会の幸福と

<sup>3</sup> 関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』81頁。

<sup>4</sup> 戒能通弘『世界の立法者、ベンサム—功利主義法思想の再生』33頁。

<sup>5</sup> 関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』83頁。

<sup>6</sup> 児玉は「utility.」を「功利」と訳しているが、本稿でもそれに従う。(児玉聡『功利と直観』)これは、utilityから派生したutilitarianismが「功利主義」と訳されるのでそれと整合性を持たせるためであると説明されている。ただし、経済学の分野においてutilityは「効用」と訳されることが多いため、注意すべきである。ここで、功利(功利性)とは、児玉によれば、「一般に事物が持つ有用性のこと」(児玉聡『功利と直観』31頁)であるとしている。語源であるラテン語の「utilitas」は「役に立つこと」を意味しており、ベンサムは「功利性を持つ対象は個人あるいは社会一般に対して快をもたらすか、苦を妨げるはたらきをする」と述べ、快苦に結びつけて功利を理解している。

<sup>7</sup> 関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』82頁。

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> 関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』83頁。

は「社会を構成している個々の成員の利益の総計」<sup>10</sup>である。そのため、個人の利益を考えることなしに、社会の利益について考えても無意味である。

では、功利原理に適した行為とは何であろうか。まずは個人について考えてみる。ある行為が個人の快樂を増大させる場合、または個人の苦痛を減少させる場合には、個人の幸福を促進する、すなわち功利原理に適している。次に社会について考えてみる。社会の幸福とは先に確認したように個人の幸福の総和である。したがって社会において功利原理に適した行為とは個人の快樂の総和が個人の苦痛の総和を上回る行為である。このことは、行為だけでなく、国家や政府の政策や立法に関しても同様のことが言えるのである。

### 第3項 快樂計算

快樂計算とは「行為や政策によってもたらされる快樂と苦痛をすべて枚挙したうえで、それぞれの快樂や苦痛がどの程度の強さや長さを伴うかといった計算を行ない、最も幸福に資する行為や政策を判断する」ということである。この考えは、ベンサムが「共感と反感の原理」<sup>11</sup>、すなわち直観主義を批判したものである。直観主義においては、何が正しいか正しくないかについて、ある人が当の行為に対して共感（反感）を持つという事実で判断をするため、証拠を示すことができないと批判した。一方、快樂計算を用いることにより、行為の正・不正の判断の理由として、快苦に関する帰結を提示できるのであり、個人の主観のみに頼らずに判断できるとベンサムは主張した。

快樂計算の基礎となっているのは、社会的な害悪が示されない限り他人の行為に干渉すべきではないというベンサムの考え方であり、ミルの考えにも影響を及ぼしている。

### 第4項 快樂と苦痛の4つのサンクション<sup>12</sup>または源泉

ベンサムは快苦の源泉には、物理的（自然的）なもの、政治的なもの、道徳的なもの、宗教的なものの4つがあるとし、これらの快苦により我々の行為が動機づけられるとした。物理的（自然的）な快苦とは、「行為に（人為的でなく）自然に伴う快苦」<sup>13</sup>である。政治的な快苦とは、「政府の刑罰等によって与えられる快苦」<sup>14</sup>である。道徳的な快苦とは、「政府以外の一般の人々によって与えられる快苦」<sup>15</sup>である。宗教的な快苦とは、「神によって現世または来世において与えられる快苦」<sup>16</sup>である。

---

<sup>10</sup> 同上。

<sup>11</sup> 「ある人が当の行為に対して共感（反感）を持つという事実が、その行為の正・不正を判断する根拠になるという考え方である。」（児玉聡『功利と直観』44頁）。

<sup>12</sup> サンクションとは「制裁」のことである。ベンサムによれば、「制裁とは我々の行動を義務付ける力、または動機、すなわち、苦痛と快樂の源泉である」（関嘉彦編『世界の名著49 ベンサム J.S.ミル』109頁）。

<sup>13</sup> 児玉聡『功利と直観』50頁。たとえば、フグを食べて毒に当たって死ぬこと。

<sup>14</sup> 児玉聡『功利と直観』50頁。たとえば、刑罰として毒を飲まされて死ぬこと。

<sup>15</sup> 児玉聡『功利と直観』51頁。たとえば、村八分にされたり白い目で見られて苦しむこと。

<sup>16</sup> 同上。

この中で、ベンサムは物理的なものこそが政治的・道徳的なものの基礎である<sup>17</sup>とし、物理的なものがなければ、それ以外のものは作用しないと述べている。

## 第2節 ベンサムにおける法<sup>18</sup>

この説では、ベンサムが法をどのようにとらえていたかを検討していく。

### 第1項 法の役割

本項では、ベンサムが法の役割をどのように考えていたかを明らかにし、その後ベンサムにとっての法を検討していく。

ベンサムは法的前提として正義があることを否定し、正義の前提に確立した法やルールがあると主張した。一般に正義と功利の対立は、既存のルールに従うこととルールを破ることのどちらが幸福を増大させるかということであると考えられている。しかしながら、ベンサムによれば、正義は功利の一種である期待に基づく功利<sup>19</sup>と一致し、期待に基づく功利は、法の適用過程では最重要なものであるため、功利原理に基づく指図は正義の指図と同じであるといえる。そのため、このような正義と功利の対立は起こらないと主張するのである。ベンサムは正義とはあくまでも期待に基づく功利のことであるとし、法を変更しても、そのことが公的に認知されていれば、期待に基づく功利は害されないため、確立したルールに従うことが正義に適うのである。

したがって、ベンサムにとって法の役割とは、人々の期待の安全を確保することであったのである。

### 第2項 法とは

次に法の役割を踏まえたうえで、ベンサムは法をどのように考えていたかを検討していく。ベンサムは期待の安全を重視する立場から、以下の様に法を考えた。ベンサムによれば、法は権威的で一般的なルール、すなわち確定したルールから成り立っており、また明確に規定されていなければならないものである。したがって、法はすべての個人に適用され、しかも確定されたものでなければいけない。

また、ベンサムは期待の安全を重視したために、法の明確さを求めていた。法の明確さとは、個人がその法の条文を読む、または聞くことで個人の権利、または義務が何かを知ることができることであるとベンサムは述べている。すなわち、一般的な学習をした誰がその条文を読んでも同じ解釈をすることができる条文を有したルールが法であるとしたのである。

ベンサムは、完璧な法典としてパノミオンを提案した。ベンサムはパノミオンの構想に

---

<sup>17</sup> 宗教的なものについては詳しく述べられていないので省略させていただく。

<sup>18</sup> 本節は戒能通弘『世界の立法者、ベンサム—功利主義法思想の再生』第1章第2節及び第2章を参照とした。

<sup>19</sup> 公機関や私人が将来いかに行動するかについての信頼に基づく功利。

において、明確なルールを生み出すための言語と用語の定義、諸法の分類、法的概念の分析を行った。これは、明確に表現することで個々人の期待の安全の保護を図ろうとしたのである。

ただし、ここで注意しておきたいのは、ベンサムにとって完璧な法とは、完全無比で変更不可能なものではなく、社会の変化に対応できる柔軟なものであり、裁判官などの提案による法の修正を積極的に認めていたのである。

ベンサムにとっての法とは、すべての個々人に適応され、基本的に誰でも同じように解釈することができる、確定的なルールであるとし、それによって人々の期待の功利を保護しようとしたのである。

### 第3節 ベンサムの理想とする統治

この説では、統治における功利主義を提唱していたベンサムがどのような統治を提唱していたのかについて検討していく。

#### 第1項 代議制民主主義<sup>20</sup>

まず、ベンサムは代議制民主主義が望ましいと考えていた。では、ベンサムはどのような代議制民主主義が望ましいと主張していたのかを整理していく。ベンサムの理想とした代議制民主主義においては、主権者である人民は支配者としての議員を選出し、支配者である議会の制定した法に服従する。しかし、もし人民の利益に反するような立法がなされた場合には、人民は選挙により、法を制定した議会を不信任にできるとベンサムは主張した。

ベンサムの理想とする統治方法を考えていく際に重要となるのは、どのような手段によって権力の乱用が防止されるかということである。ベンサムによれば、これに対する解答は統治者の良い統治に対する責任、すなわち社会の幸福と合致する幸福を持っている人々に対する責任であるとしたのである。

ベンサムは国家構造上において4つの権力を認めている。それらは、構成権力<sup>21</sup>、立法権力<sup>22</sup>、行政権力<sup>23</sup>、司法権力<sup>24</sup>である。ここで注意すべきは、これら4つは並列的、対等的な権力としては扱われない点である<sup>25</sup>。ベンサムは権力分立論を無秩序であるとして批判した。ベンサムの統治における最大の特徴は人民主権論が徹底されていることにある。

<sup>20</sup> 本項は西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』第2章第3節を参照した。

<sup>21</sup> Constitutive Authority. 「構成権力は、立法議会を選出若しくは解任する権力であり、これは人民によって行使される。」(西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』187頁)

<sup>22</sup> Legislative Authority. 「立法権力は法律の制定ないしは改廃という固有の権限の他に、行政権力と司法権力の長を任用もしくは解任する権限を持つ。」(同上)

<sup>23</sup> Administrative Authority. 「行政権力は立法権力の制定した法令を執行する権限を持つ。」(同上)

<sup>24</sup> Judiciary Authority. 「司法権力は、訴訟が提起された場合に、立法能力の制定した法令を執行する権限を持つ。」(同上)

<sup>25</sup> 詳しくは後述。構成権力に他の権力は従属しているのである。



「人民は一つの全体であって分割されることはありえないという理念と同時に、人民はその人民以外のものには服従することはありえないという理念」<sup>26</sup>が貫徹されていたのである。

ベンサムは構成権力の主体を人民とし、構成権力の下に立法権力、立法権力の下に行政権力と司法権力があるとした。したがって、あらゆる権力は構成権力に従属し、構成権力は権力の正統性の源泉であるとしている。すなわち、人民<sup>27</sup>は構成権力の主体として、国家のあらゆる正統性の源泉となる。

ベンサムによれば、人民は主権者として構成権力、すなわち任用機能、解任機能、懲罰機能の3つの権限を有している。まず、任用機能により我々は立法議会の議員<sup>28</sup>を選出するが、この議員は必ずしも選挙民の利益だけでなく、全体の利益を増進させるよう行動すべきである。また解任機能により、立法議会の議員、首相、大臣、裁判官などあらゆる公職が、構成権力のもとにあるため、構成権力を有する人民は権力の腐敗に対してのチェック機能を備えている。さらに人民は主権者として懲罰機能を有している。解任機能だけでなく、懲罰機能を構成権力に付すことで悪政を阻止す機能が十分に働くとベンサムは考えていたのである。また、この懲罰機能の対象は、解任機能が適用されるものと同じであり、すべての公職である。

なお、最大多数の幸福を追求するのみであれば専制君主制でもよいのではないかという疑問が出るかもしれない。しかしながら、この点に関してベンサムは、権力の恣意的な運営が専制君主の下では起こりやすいとして批判し、専制君主制への不信を示し、代表民主制を主張した。これは、国民の期待の安全の保護及び国民の自律性の重視というベンサムの功利主義の考え方から生じたのである。

以上でみてきたように、ベンサムは代議制民主主義を最善の統治方法であるとして、人民主権に基づき、社会全体の幸福を考えることのできる代理人によって政治が運営され、それを人民がチェックしていくことが望ましいと考えていたのである。

## 第2項 悪政に対する安全保障

第2章第1節でも確認したようにベンサムが重視したのは各個人の自律性、各個人の快樂の強度に基づいた政策の実施であった。

ベンサムは悪政、すなわち専制政治や秘密政治、政治腐敗を解消する方法は公職者の交代であり、交代を促すものとして世論が重要であると主張した。また、「世論法廷」という構想を提唱し、典型的なものとして新聞を挙げた。ベンサムは、世論法廷によりすべての国民が自らの利益を政府に伝える機会の確保ができ、政府の政策がすべての国民の利益に

<sup>26</sup> 西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』187頁。

<sup>27</sup> ベンサムによると人民とは21歳以上の男子に限られる。彼は、男子普通選挙制を主張したが、婦人参政権も認める立場であったことに注意しておきたい。したがって、ベンサムは普通選挙を認めていたが、これは19世紀初頭のイギリスでは婦人参政権が求められていなかったため、詳しく述べることを避けているのである。

<sup>28</sup> ベンサムはこの議員を「代議士」はあいまいで不明確な用語であるとして、「代理人」と呼んでいた。

可能な限り一致するようになると主張した。また、各個人は自らの利益の最善の判断者であるという前提から、世論法廷の構成員は以下の人々であるとした。国家の構成権力を持つ人々、すなわち選挙権を持つ人々、さらにはそこから除外された女性や未成年男子、旅行者なども含まれると主張したのである。

次に世論法廷の機能について見ていく。ベンサムは世論法廷には統計的・証拠提供機能<sup>29</sup>、批判的機能<sup>30</sup>、執行的機能<sup>31</sup>、改善勧告機能<sup>32</sup>の4つがあるとした。ベンサムによれば、我々はこれらの機能を駆使することにより、立法者の行為や政府の行動が社会の幸福とできる限り反しないよう常にチェックでき、それらがもし社会の幸福に反するのであれば、その行為者に対して何らかの制裁を加えることで悪政を回避できる。

### 第3項 ベンサムの少数派保護について<sup>33</sup>

ベンサムの功利主義、すなわち最大多数の幸福と少数者保護の関係について見ていく。最大多数の幸福は本章でも見てきたように、ベンサムの功利主義の根幹をなす概念であり、立法者に功利主義を適用すると、「社会の人々のできるだけ多くの人が幸福になる政策を実施せよ」ということになる。このことを突き詰めていくと、社会の多数派の幸福のみを考えて行動することが正しいこととなる。そのため、功利主義批判の立場からは、専制君主制を認めることになると批判される。しかしながら、ベンサムは「だれでも1人として数え、だれも1人以上に数えてはならない」<sup>34</sup>と述べ、誰でも幸福に対して平等であるとした。そこで、最大多数の幸福の実現を第一に掲げ、その制約として、国民の平等の最大化を挙げ、少数派の保護の必要性を訴えたのである。

このことが表現されているのは、同性愛と男女差別に対するベンサムの見解である。

#### ①同性愛について

ベンサムは同性愛を容認する立場であった。ベンサムの同性愛擁護の主張は以下の3点である。第1に、同性愛は同性愛行為の当事者にとって苦痛は生み出さず、むしろ幸福を

---

<sup>29</sup> Statistic or evidence-furnishing function. 過去・現在・未来の公的な慣例・法令・処分・手段に関する事実、あるいは、公衆の利益に全体として影響を及ぼすと思われる行為に関する事実を国民に提供する機能である。(深貝保則 戒能通弘『ジェレミー・ベンサムの挑戦』175-176頁)

<sup>30</sup> Censorial function. 統計的・証拠収集的機能によって集められた事実をもとに、問題となっている公職者の行為の是非について、一定の判断を下すことである。(同上)

<sup>31</sup> Executive function. 政府の法と実務によって、市民あるいは社会の構成員全体に残された自由によって、当該法や実務に反対或いは挫折させる目的を持って行われるあらゆる行為である。(同上)

<sup>32</sup> Melioration-suggestive function. ベンサムはその内容を具体的に説明していない。(同上)

<sup>33</sup> 本項は板井広明「功利主義とマイノリティー」ジェレミー・ベンサムの挑戦(2015)332-348頁を参照した。

<sup>34</sup> 関嘉彦編『世界の名著49 ベンサム J.S.ミル』526頁。

生み出すのである<sup>35</sup>。第2に同性愛行為によって惹起される社会的不安という苦痛は生じないのである<sup>36</sup>。第3に他者を同じ習慣に引き込む可能性はあるとしても、それはむしろ第1の主張に見たように幸福を生み出すのである<sup>37</sup>。したがって、同性愛自体は何らの苦痛を生み出していないという点で、社会的に問題のないものであるとベンサムは主張したのであった。

また、同性愛問題を見ていくうえで重要となるのは、「共感と反感の原理」である。特にこの問題においては、当該行為は客観的には何らの苦痛も生み出さないのに、人々が同性愛に嫌悪感を抱くのは偏見<sup>38</sup>であり、人々の偏見を作り出しているのは同性愛に対する厳しい処罰や社会的制裁であるとした。

ベンサムは同性愛行為に厳しい罰則を科すことはその行為に関わるものの名誉を傷つけるといふ苦痛を生み出すとし、その苦痛を取り除くためには人々の偏見を克服する必要があり、同性愛に対する法制度の変革が不可欠であるとした。

この主張の根底にあるのは、社会や国家は、趣味や嗜好といった個人の幸福を生み出しうる私的領域には、社会的害悪を持たない限り介入すべきではない、という考えである。

## ②男女差別について

まず、この当時のイギリスでは、女性は男性に依存し、家庭内労働を行うべき存在と考えられてきた。これに対して、ベンサムはこのような性別役割分業の理由を、男性が権力を握り、支配の道具となる法律を作成・制定してきたという歴史的事情に求めた。<sup>39</sup>そのため、このように抑圧的な環境下で形成された女性の考え方を根拠にして女性の社会的位置づけを決定することは不当であると批判したのである。

また、ベンサムにとって女性が冷遇されている状況は、女性が功利性の支配から排除されていることであった。この考えの根幹にあるのは快苦感受の点で男女に差異はないというベンサムの快苦的人間観なのである。

ベンサムは男女差別の例として、虐待を受けた妻の例を挙げている。虐待を受けた妻が別居を裁判所から言い渡され、妻・夫双方に再婚の許可が下りない場合をベンサムは指摘している。この場合についてベンサムは、「生活手段獲得の資力を男性が基本的に独占していた社会で、裁判所による男女双方の再婚の不許可という平等な配慮は、男性の資力に依存せざるを得ない女性に生存の途を閉ざしてしまうという不公平な帰結をもたらす」<sup>40</sup>の

---

<sup>35</sup> 「なんらかの一時的危害については、あきらかにこれは誰にも何ら苦痛を生ぜしめない。それどころかこれらが生み出すのは快樂であり、…一般に最上とされている快樂よりも、好まれている。」(土屋恵一郎編『ホモセクシュアリティ』32頁)。

<sup>36</sup> 「二次的被害については、これらはなんら不安という苦痛を生み出さない。」(同上)。

<sup>37</sup> 「他の者と同じ習慣に引き込むこと。だがこの習慣はこれまでのところ何に対しても、どのような種類の苦痛も与えていない。」(土屋恵一郎編『ホモセクシュアリティ』33頁)。

<sup>38</sup> 「嫌悪の対象はいつもある種の苦痛を引き起こす。この苦痛は、…その罪の害悪のせいにされる。しかしながら、…問題となっている嫌悪(と、それから派生する悪意への欲求)は、その罪が本質的に害悪だと認められなければ、偏見に基づいているだけである。」(土屋恵一郎編『ホモセクシュアリティ』74頁)。

<sup>39</sup> 関嘉彦『世界の名著49 ベンサム J.S.ミル』139頁。

<sup>40</sup> 深貝保則 戒能通弘『ジェレミー・ベンサムの挑戦』344頁。

であり、平等の配慮とは形式的なものではなく、より弱いものに配慮する実質的な平等を実現することが重要であると主張した。

この場合にも解決策は、不当に乏しめられた女性観に対する法制度を適切に整備し、教育を施すことであるとした。

### ③ベンサムの少数者保護のまとめ

これまで見てきたようにベンサムは、功利主義を徹底すると少数者の不利益を導き出しかねないという点に対して、単に多数側の幸福だけに配慮するのではなく、人々の偏見というレベルを勘案しつつ、教育や立法による矯正を考慮していたのであった。ただし、ベンサムにおいてもすぐに法制度や偏見を訂正することはむしろ人々の期待の安全を損なうるために、個々人の幸福を損なわずに偏見を矯正するには時間がかかると主張したのであった。

## 第4項 立法者の役割<sup>41</sup>

本項ではベンサムが理想とした立法者像について、ベンサムの起草した「立法者の就任宣言」を参考に述べていく。

### ①立法者の目的

ベンサムにとって国家の包括的な目的は最大多数の最大幸福の達成であるとして、立法者には可能な限りで例外なく、全ての人々の最大幸福を実現することを立法者に課している。そのために、立法者は生存や豊富、安全を最大化するように行動し、あらゆる形の損失をできる限り回避し、最小化する必要があるとした。

ベンサムにとってこの立法者の目的は、代議制民主主義においては議論の余地のないものであり、自分自身の能力が及ぶ限りにおいて全力で実現すべきものであるとしている。

したがって、ベンサムにとって、最大の目的は、立法者が常に最大多数の最大幸福を意識し、社会において生存・豊富・安全を最大化し、あらゆる形の損失を最小限化することである。ただし、最大多数の最大幸福を実現するに当たり少数者の幸福を犠牲にせざるを得ない場合があることを理解しておかなければならない。

ベンサムは少数者の保護は必要としていたが、最も重視すべきは人民の期待の安全であると考えた。そのため、上述の少数者保護を掲げながらも、立法者の目的には少数者保護が含まれていないのである。

### ②立法者と欲望

ベンサムによれば、立法者であっても人でありある以上欲望は感じ、さらに立法者という地位にあるためにさらなる欲望<sup>42</sup>を感じ得るものであるとした。そのため、立法者はそ

<sup>41</sup> 本項は西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』第2章7節を参考とした。

<sup>42</sup> それらの欲望とは、権力欲、金銭欲、不純な名誉欲、顕官あさり、反対者に対する復讐心、義務をさぼろうとする怠慢欲であるとベンサムは主張した。

のような状態にあることを自覚し、常に警戒しなければならないとした。

この中でベンサムは、最も注意すべき欲望は不純な動機に基づくあらゆる形の人から尊敬されたいという欲望であり、常に排除されるべきであるとした。そもそも尊敬は、顕著な奉仕によってのみ構成されるのであり、それ以外によって生じた尊敬<sup>43</sup>は不正を働いており、その人物はいずれ償いをしなければならないのである。

したがって、ベンサムによれば、立法者は欲望があることを自覚し、常に自らがその欲望に流され得ることに警戒しておかなければならないのである。

### ③立法者の公約

ベンサムは「立法者の就任宣言」において、節約と廉潔・人民への法の周知・全ての人民への正義の保障・不偏不党の選任投票・権力の一般行使における不偏不党を公約に掲げるべきであると主張した。

その中でも権力の一般行使における不偏不党について述べていくこととする。ベンサムは、立法者は、最大多数の最大幸福という目的を果たしていくあらゆる場合に、不当な偏向<sup>44</sup>に陥らず、誠実かつ熱意を持って取り組むべきであると主張する。立法者は、優越者<sup>45</sup>を優遇せず、下層階級に対しても平等に扱わなければならないとした。

したがって、ベンサムは政党政治ではなく、全ての人民の代表者であることを立法者に望み、その立法者はより人々の幸福を増進し、幸福な人々を増やしていかなければならないと考えていたのである。

本章では、ベンサムの思想について述べ、特に功利主義とベンサムの理想とする統治方法について述べてきた。その中で、ベンサムの理想とする統治方法の中で法や立法者、少数者保護の方法など現代日本でも問題となる点に着目して述べてきた。次章では、それらの点について、日本の状況を説明していく。

## 第3章 現代日本の政治制度

本章では現代日本における統治のあり方を見ていくこととする。その中でも、統治方法や少数者保護、法に対する考えなど、上述したベンサムの考えに対応する点について詳しく述べていくこととする。

### 第1節 現代日本の統治

#### 第1項 現代日本の統治概観

---

<sup>43</sup> 不純な欲望によって生じた行為から得る尊敬や他のものを蹴落として得た尊敬など、自らを偽ることで得た尊敬が典型である（西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』249頁）。

<sup>44</sup> 他人に損害を与えるようなある階級や個人への偏愛、利己的利益追求による欲得、特定人物への依怙最眞に基づく利益追求である（西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』259頁）。

<sup>45</sup> 先天的・後天的にかかわらず、他人と比較して、富・権力・名声・ある種の才能を持つ者である。（同上）

## ①国民主権

日本国憲法は、前文において、国民主権が基本原理であるとしている。ベンサムの国民主権の考え方と対比するために日本国憲法で規定されている国民とは何かについて見ていくこととする。国民の捉え方には有権者主体説<sup>46</sup>と全国民主主体説<sup>47</sup>の対立が見られるが、日本においては2つの側面の並存を認める説が有力説である。これは、日本国憲法95条や96条のような直接民主制の性質を有する規定と43条や51条のような間接民主制の性質を有する規定が並存していることが根拠とされている。

## ②政党制

現在の日本の代議制民主主義は、同じ政策を持った議員が集まって政党という形によって政策の実現が図られるようになった。そのために、「全国民の代表」の意味が変わり、命令委任<sup>48</sup>の考え方から自由委任<sup>49</sup>の考え方が強いといえよう。そこで、衆議院においては、政党を前提とした比例代表制でも全国民の代表となり得ると考え、従来の小選挙区制と比例代表制が並列して採用されている。

小選挙区制とは、全国を各選挙区に分け、1選挙区から1人の議員を選出する方法であり、最多得票の個人を選ぶ方法である。この方法は、国民、特に選挙区の多数派の意見を代表するのに適している。一方で、死票が多くなるなど、少数派の意見が反映されにくいという欠点がある。比例代表選挙では、有権者は投票用紙に政党名を書き、得票数に応じて各政党に当選者数が割り振られる。政党が作成する名簿の順位が同一の候補者は、小選挙区の惜敗率<sup>50</sup>のより高い者が当選する。この方法では、各政党の得票率に応じて議席数が決まるため、少数派の議員も当選する可能性があるという長所がある。一方で、大政党の場合、多数の候補者が当選する可能性があるため、政党内部の派閥を助長し、政党内部での争いを引き起こすという欠点がある。

このように、現代日本では少数者保護の観点から比例代表制が、また多数代表という観点から小選挙区制が並列して導入されているのである。

## 第2項 悪政に対して我々ができること

現在日本において、我々が悪政を変えるために合法的に対抗する方法は選挙と裁判である。以下ではその方法について詳しく見ていく。政権を打倒する方法であれば、革命なども考え付くかもしれないが、現在の日本では、刑法において、内乱罪の規定が存在するた

---

<sup>46</sup> 国民は具体的な政治的意思決定能力を持った人民の総体であるとされる。直接民主制と同様であり、人民は自ら意見表明をする存在としてとらえられ、代表者（議員）は人民の意思に反する行動をとることができない委任のもとで行動する。（尾崎利生 鈴木晃『憲法入門講義』137頁）

<sup>47</sup> 国民を抽象的な全国民ととらえ、具体的個人が主権の行使をすることができず、代表者は、国民意志との一致は基本的に要求されない。（同上）

<sup>48</sup> 議員は出身選挙区の有権者の意思に拘束されるという考え方。

<sup>49</sup> 議員は全国民を代表する立場から自由に発言し表決するという考え方。

<sup>50</sup> 当選者に対する落選者の得票比率である。（待鳥聡史『政党システムと政党組織』187頁）

め、合法的とは言えないので、ここでは省略する。

まずは選挙によって政権を交代させる方法である。我々は、選挙によって、悪政を行った政党の候補者を落選させ、別の候補者に投票し、議員になってもらうことで悪政に対抗する。この場合、我々国民が投票によって、政権を担っていた政党に所属する議員を落選、ないしは少数派にすることで悪政は解消され得る。

次に裁判によって悪政の立法を無効にする方法である。日本では裁判所が政府の行為(法律や命令、処分など)について合憲か否かを判断できる。ここで注意しておきたいのは、法律が違憲となった場合の判決の効力である。この点では一般的効力説<sup>51</sup>と個別的効力説<sup>52</sup>の対立が見られるが、個別的効力説が通説である。個別的効力説では、違憲となった法令は以後、適用・執行されることはないので、事実上は一般的効力説と同様の事態が生じると考えられ、政府は判決の趣旨に沿った立法措置が必要とされる。<sup>53</sup>したがって、もし悪政により憲法に反する法律が立法されたとしても、裁判所によってその法律を実質的に無効とすることが可能である。もし政府が違憲判決を無視して、その法を改正しないとしても、(手間はかかるが) その都度、裁判所が判決を出すことでその法は事実上、効力を失うのである。

さらに、我々は世論によっても悪政に対抗することができる。日本国憲法で表現の自由が保障されているので、我々は署名活動やデモ行進などで自身の意見を表明することができるだけでなく、インターネットやスマートフォンの発展により、我々も情報をリアルタイムで送信できるようになった。そのため我々は世論に影響を与える存在となり得るのである。したがって、我々は悪政に対しては選挙と裁判、世論によって対応が可能であるであると筆者は考える。

### 第3項 少数者保護

本項では、日本における少数者保護について見ていく。少数者保護に関連があるものとして憲法14条の「法の下での平等」がある。

憲法14条1項には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定されている。かつては、憲法14条は、原則として立法者により制定された法の平等な適用を要求するだけであると考えられていたが、現在では立法内容の平等も要求していると考えられている。最大判昭和39年5月27日民集18巻4号676頁では、憲法14条の規定は、「国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨」であるとし、「事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすること」は可能であると判事した。したがって、憲法14条に基づき、合理

---

<sup>51</sup> 「法令違憲の判決は、当該法令を廃止する効力を有する。」(長谷部恭男『憲法(第6版)』432頁)。

<sup>52</sup> 「法令違憲の判決は、当該法令を廃止するわけではなく、当該事件の当事者には、その法令が適用されないという効果を持つにとどまる。」(同上)

<sup>53</sup> 長谷部恭男『憲法(第6版)』433頁参照。

的な理由のない差別はできないと考えられている。<sup>54</sup>

では、少数者保護を法の下での平等においてどのように実現するのか見ていく。日本では、少数者保護を実質的平等の実現によって図っていると筆者は考える。この実現に向けて、日本では女子のみに入学を認める大学の設営や同和対策事業特別措置法など、差別解消に向けた差別是正措置がとられ、法の下での平等の実現がなされてきているのである。また、近年では、LGBT に対する保護として、渋谷区がパートナーシップ条例を施行し、長年セクシャルマイノリティーと考えられてきた LGBT に対する保護も一部で進んでいるように考えられる。

このように日本においても、政府が法の下での平等の概念のもとで平等の実現を図ろうとし、判例なども差別の是正のための差別的な取り扱いを認め、少数派保護に努めているのである。

## 第2節 現代日本における法

本節では現代日本において法がどのようなものであるか、また法に求められている役割について述べる。

まず、日本では「法の支配<sup>55</sup>」の考え方に基づいて、政府が国民の自由を保障しようとしているため、「法の支配」の概念について述べていく。「法の支配」を実現するために、法は以下の要件を満たさなければならない。憲法学者の長谷部恭男によれば、それは、「法が①一般抽象的であり、②公示され、③明確であり、④安定しており、⑤相互に矛盾しておらず、⑥事後立法が禁止され、⑦国家機関が法に基づいて行動するよう、独立の裁判所によるコントロールが確立していること、が要請される<sup>56</sup>」ことである。この法の支配の要請は憲法7条1項の法令の交付に関する規定や憲法41条の「立法」の概念、憲法76条以下の司法の独立などに具体化されている。このように日本では法の支配を実現するために、明確で安定した法が要請されている。

次に、現代のどのような国でも法律の解釈は問題となっており、日本においても裁判などで解釈について問題となる。日本において法の安定性は、法の支配の要請の中に含まれていることは上でも述べてきたが、判例によって解釈が変わりうること、及びその判例の拘束力について以下に述べていくこととする。日本では、判例は「事実上の拘束力<sup>57</sup>」を有するにすぎないといわれている。これにより、裁判所は判例を参考とし判決を下すことで、国民に対して裁判の結果についての予測可能性を保障しているのである。ただし、判例の変更可能性が存在しないわけではない。判例の変更ができないのであれば、裁判は過去の判例と同様の趣旨の判決を出すことしかできず、時代に合わせた判決を出せなくなる

---

<sup>54</sup> この考え方を実質的平等という。

<sup>55</sup> 法の支配とは、国家機関の行動を一般的・抽象的で事前に公示される明確な法によって拘束することにより、国民の自由を保障しようとする概念である。(長谷部恭男『憲法(第6版)』19頁)

<sup>56</sup> 同上。

<sup>57</sup> 判例には法的拘束力はないが、裁判所は判例に拘束されるため、事実上拘束力があるとする考え方。



こととなり得る。そのため、日本の裁判所は個別の事件ごとに、過去の判例を参考にしつつも、異なった判決を下すこともあるという点には注意が必要である。

したがって、日本においては、「法の支配」による法の一般抽象化、安定性などを重視しながら、裁判等で解釈を決定していくことで統治が行われている。

第3章では、日本の統治制度について、第2章で述べたベンサムの考えと対応する点を述べてきた。次章では、第2章と本章でまとめてきたベンサムの理想とする統治方法と日本の統治の共通点と相違点を整理する。

## 第4章 統治における功利主義と現代日本

### 第1節 共通点

ベンサムの統治の構想と日本の統治の共通点は4点ある。

第1に国民主権の考え方である。ベンサムは国民主権、特に選挙に参加できるものが主権者であるという考え方であった。ベンサムの国民主権の考え方は、現代日本における全国主体説の考え方と類似している。そのため、日本の統治とベンサムの理想とする統治は国民主権という、選挙によって選ばれる議員を国民の代表としてとらえる点でも一致していると考えられる。

第2に平等に対する考え方及び少数者保護に対する考え方である。ベンサムは単に多数側の幸福だけに配慮するのではなく、人々の偏見というレベルを勘案しつつ、間接的な教育手段・立法による矯正を考慮している。現在の日本における女性の社会進出を援助する法律や一部の地域で見られるようになってきている同性愛保護などから、長い時間をかけながらも徐々に少数派の保護がなされてきているように考えられる。ベンサムは少数者保護には期待の安全を保護するために時間がかかることも述べ、現在の日本における少数者保護の現状と一致していると筆者は考える。

第3にベンサムの法の考え方と日本における法の考え方である。日本において法は個別具体的なものではなく、一般抽象的な法、すなわちすべての個人に適用可能な法が求められているのである。これは、ベンサムの法の考え方と一致する。また、ベンサムは、法は明確であり、誰が読んでも同じ解釈になることができなければならないとしていた。これは、法適用に対する期待の安全を保護することを目的としていたのである。これに対し、日本の法は条文が複雑であり、解釈の一致が図れないのではないかと疑問が挙げられるかもしれない。しかしながら、日本においても、上で見てきたように法は明確であることが求められており、また法解釈は判例に拘束されている。したがって法適用に対する期待の安全が保護されているため、上の疑問は解決できる。

最後に悪政に対する考え方である。ベンサムは当時、世論を形成するものが新聞しかなかったため、新聞が世論を形成するうえで重要であると主張していた。しかしベンサムがここで述べたかったことは、表現の自由が確保されていることの重要性と、世論が選挙に影響を及ぼすことである。先の悪政に対する現代日本の統治において述べてきたように、日本では表現の自由が確保されており、新聞を含むメディアが世論に影響を与え、そのことが選挙にも何らかの影響を及ぼしている。このため、現代の日本の状況は、ベンサムの

主張と一致していると筆者は考える。

## 第2節 相違点

ベンサムの統治の構想と日本の統治の現状の相違点としては、現代日本の統治が政党政治であることを挙げることができる。ベンサムは立法者の目指すべき姿として不偏不党を公約に掲げるべきとしたように、政党支持者の代表ではなく、全人民の代表としての代議制民主主義を掲げていたのである。日本でも憲法の成立当初は、憲法43条1項の「全国民の代表」は選挙によって選ばれた議員が一定の地域や階層、利益の代弁者ではなく、全国民の利益の代表者であるべきという理解が通説であった。

ところが、現代日本では政党政治が主となり、比例代表選出議員の他政党への移動を禁じる規定<sup>58</sup>が存在するなど、議員が一定の利益の代弁者であると理解する説も存在する。この説については次章で検討する。

以上のように、ベンサムの理想とする統治と現代日本の統治は政治制度、特に議員の立場で異なっている。

本章では、ベンサムの理想とする統治と日本の統治の共通点と相違点を述べてきた。次章では、本章で明らかになった相違点をどのように功利主義の立場から正当化できるかを述べる。

## 第5章 結論

本章においては現代日本の民主主義とベンサムの功利主義が対立するのか、またベンサムの功利主義との相違点をどのように解決していくかについての筆者の見解を述べる。

まず、民主主義と功利主義が対立するかについてであるが、対立しないという結論である。以上に見てきたように、功利主義も民主主義も細かい相違点はあるものの、大筋は一致している。特に、功利主義も民主主義も統治においては、人民（国民）主権を掲げ、少数派保護に関しては期待の安全も考慮に入れるため、時間がかかりうるとしながら、少数派も含めた人民の利益や幸福の実現を目指しているのである。

次に政党政治をどのように功利主義の立場から正当化できるかが問題となる。確かに政党政治をやめ、選挙において個人のみで選ばれるという方法にすればよいという意見もあるだろう。しかしながら、ここでは政党政治を残すという前提のもとでどのような理由で功利主義に基づきそれを正当化できるかを考えていくことにする。

正当化理由としては2点ある。1点目は政党の意義である。そもそも政党は「個々人が他者と協力しつつ政治権力を行使することで自らの利益を追及するため」<sup>59</sup>に存在している。また、議員単体では実現しにくい利益を政党という形で同じ利益を目指す議員が互いに協力することによって実現できるため、より多くの人々の幸福を実現できる。したがって、ベンサムの考えていた最大多数の最大幸福を追及するにはもっとも適した形であると

---

<sup>58</sup> 国会法109条の2及び、公職選挙法99条の2。

<sup>59</sup> 待鳥聡史『政党システムと政党組織』3頁

筆者は考える。

2 点目は、政党员が全人民の代表となり得るという点である。ベンサムは、政党政治を採用すると特定の利益に偏ってしまい、全人民の代表としての立場であるべきである立法者が特定の利害関係の代表となってしまうことを懸念していたことは第 2 章で確認した。しかしながら、現代日本で採用されている選挙制度<sup>60</sup>は、第 3 章でもふれたように小選挙区比例代表並列制である。小選挙区選挙では有権者は議員候補の政策を判断し、投票するものであると考えられている。特に政党が関連してくるのは比例代表制である。第 3 章でも確認したように、比例代表制において、政党が作成する名簿には同一順位の候補者が複数いる場合もある。この際に重要となるのは、小選挙区での惜敗率であり、惜敗率により比例代表制でも小選挙区での投票結果が重視されている。そのため、もし落選しても得票率が高くなるように政党に固執せず、小選挙区での当落を意識した選挙活動を行い、全人民の代表者となりえると筆者は考える。さらに、小選挙区比例代表並列制が憲法 43 条 1 項と適合しているか、すなわち小選挙区比例代表並列制で選ばれた議員が全国民の代表であるかは最高裁でも判決が出ている。最大判平成 23 年 3 月 23 日民集 65 卷 2 号 755 頁は「憲法 43 条 1 項に従って全国民の代表として行動すべきことは全ての議員について全く同様なのであり、かかる行動規範は、小選挙区であろうが、比例代表区であろうが、いずれの選挙区から選出されたかを問わず、ひとたび選出された両議院の全ての議員について当てはまる」と述べ、比例代表制・小選挙区制のどちらで選出されても全国民の代表であり、特定の利益の代表ではないというのが、現在の日本の司法の判断であり、この判断はベンサムの「議員は全国民の代表である」という考え方に合致するのである。

ここで、最大多数の幸福を実現するためならば、専政政治も認められるのかという疑問を持つ者がいるかもしれない。しかしながら、この点に関しては第 2 章でも述べてきたようにベンサムの考え方に反するため認められない。以上の 2 点により、ベンサムの功利主義的な考え方で、日本における政党制を正当化できると筆者は考えている。

## 第 6 章 終わりに

本稿では、ベンサムの思想、特に功利主義と理想とする統治方法について最初に述べた。そこで、統治方法や法、少数者保護について、ベンサムの功利主義・理想とする統治方法と現代日本の統治を述べて、それらの共通点・相違点を述べてきた。そこで、本稿の目的の 1 つであった、現代日本の民主主義とベンサムの功利主義は対立するかという点に対し、対立しないという結論を出した。

次に、ベンサムの理想とする統治方法と現代日本の統治の相違点として考えられる政党政治について、功利主義の立場から正当化することを試みた。そして、政党の意義や議員の立場という観点から正当化できると筆者の考えを述べた。本章を本稿の結びとさせていただきます。

---

<sup>60</sup> 第 3 章で検討した選挙方法が衆議院の選挙であったため、この章においても衆議院の選挙を参考としていくこととする。

## 参考文献

- 安藤馨『統治と功利—功利主義リベラリズムの擁護』(勁草書房, 2007)
- 上野敏三『日本の国家と政治—その歴史と現在』(北樹出版, 2007)
- 大屋雄裕『自由か、さもなくば幸福か?—21世紀の〈あり得べき社会〉を問う』(筑摩書房, 2014)
- 大屋雄裕『自由とは何か—監視社会と「個人」の消滅』(ちくま新書, 2007)
- 尾崎利生 鈴木晃『憲法入門講義』(法律文化社, 2012)
- 戒能通弘『世界の立法者、ベンサム—功利主義法思想の再生』(日本評論社, 2007)
- 加藤尚武『現代倫理学入門』(講談社, 1997)
- 加茂利男 大西仁 石田徹 伊藤恭彦『現代政治学』(有斐閣, 2012, 第4版)
- 川名雄一郎 山本恵一郎訳『J. S. ミル功利主義論集』(京都大学学術出版会, 2010)
- 児玉聡『功利と直観—英米倫理思想史入門』(勁草書房, 2010)
- 小林昭三『日本国憲法講義』(成文堂, 2009)
- 関嘉彦編『世界の名著 49 ベンサム J. S. ミル』(中央公論社, 1979)
- 土屋恵一郎編『ホモセクシュアリティ』(弘文堂, 1994)
- 永井義雄『人類の知的遺産 44 ベンサム』(講談社, 1982)
- 西尾孝司『ベンサム「憲法典」の構想』(木鐸社刊, 1994)
- 長谷部恭男編『憲法 4—変容する統治システム』(岩波書店, 2007)
- 長谷部恭男『憲法』(新世社, 2014, 第6版)
- 深貝保則 戒能通弘編『ジェレミー・ベンサムの挑戦』(ナカニシヤ出版, 2015)
- 福井英雄編『現代政治と民主主義』(法律文化社, 1995)
- 待鳥聡史『政党システムと政党組織』(東大出版会, 2015)
- Immanuel Kant 著 中山元訳『道徳形而上学の基礎づけ』(光文社, 2012)
- John Stuart Mill 著 齊藤悦則訳『自由論』(光文社, 2012)
- John Stuart Mill 著 水田洋訳『代議制統治論』(岩波書店, 1997)
- Lawrence Lessig 著 山形浩生訳『CODE VERSION 2.0』(翔泳社, 2007)
- Philip Schofield 著 川名雄一郎 小畑俊太郎著『ベンサム—功利主義入門』(慶応義塾大学出版会, 2013)
- 安藤馨「統治理論としての功利主義」法哲学年報(2011) 47-63 頁
- 大屋雄裕「功利主義と法—統治手段の相互関係」法哲学年報(2011) 64-81 頁